

「移住の不安を解消!ふくいキャリア&ライフサポート」の企画運営業務仕様書

1 業務の名称

「移住の不安を解消!ふくいキャリア&ライフサポート」の企画運営業務

2 目的と概要

移住した際のリアルな生活環境を体感しながら、定住先の選定や移住する際の大きな課題となる仕事探し等を行ってもらい、移住の実現可能性を高めることを目的として、福井での長期滞在のための住まいと、滞在者の理想とする仕事探しの両方をコーディネートする。

3 業務の契約期間

契約締結日～令和8年3月13日

4 業務内容等

提案にあたり考慮する事項(業務全般)

①「移住の不安を解消!ふくいキャリア&ライフサポート」の企画運営

i. 「移住の不安を解消!ふくいキャリア&ライフサポート」のイメージは以下のとおり。

〔実施時期〕 契約締結日～令和8年2月

〔対象者〕 20～40代までの若年夫婦世帯や子育て家族を中心とした市内への移住検討者

〔滞在場所〕 福井市内

〔勤務場所〕 福井市内の企業を中心に、嶺北圏内までは可能とする

〔体験期間〕 上記実施時期中の1か月以上3か月以内

〔対象人数〕 県内外からの公募による5組程度(うち半数程度は仕事探しを前提とした滞在)

〔対象物件〕 空き賃貸住宅(家具付きのマンションなどを想定)

〔家賃上限〕 1組あたりの家賃上限:15万円(うち2/3×3か月までを事業対象経費とする)

ii. 市内企業の求める人材像とそれに適合する人材を引き合わせ、紹介から就業まで、企業と人材の仲介を実施すること。

iii. 日程等は滞在希望者の希望をヒアリングし、参加目的や期間に応じた空き賃貸住宅の斡旋をすること。

iv. 地域行事への参加の案内など、滞在者と地域との関わりの創出について、本市と連携して実施すること。

v. 未就学児及び就学児の滞在については、受入可能な保育施設、小学校及び中学校について本市と連携して調整を行うこと。

vi. 滞在者の滞在中のサポートについて、具体的な体制を示すこと。また、事故やアクシデントが発生した場合の対応方法について具体的に示すこと。

②参加者の募集及び広報

- i. 滞在希望者を、年度を通じて随時募集すること。その際、本市に対して魅力を感じるような効果的な広報を行うこと。
- ii. 本業務の事務局となり、滞在希望者及び滞在者からの連絡及び問い合わせへの対応を行うこと。

③市への報告義務

- i. 滞在者の滞在状況を写真撮影し、市がPRに利用できるよう写真データを提供すること。撮影にあたっては本人の同意を得ること。
- ii. 滞在者に対して振り返りや事後アンケート等を実施し、業務の効果や課題について分析を行うこと。

5 本業務にかかる留意事項

(1)業務の履行について

- i. 業務の企画運営に関し、福井市と定期的な連絡調整を行いながら、円滑に業務を実施すること。
- ii. 業務に必要な許可等の手続き、資料等の収集について原則として自ら手配すること。
- iii. マスコミ等の取材にいつでも対応できるよう、必要な資料を整理しておくこと。
- iv. 不測の事態に備え、保険に加入するほか、緊急対応が可能な体制を整えること。
- v. 業務完了時に、成果品として「業務完了報告書」及び「業務の経過が分かる資料（写真や記録）」等を納めること。内容については、福井市の指示に従うこととし、不備があった場合は、修正など必要な処置を講じること。
- vi. 各業務の実施にあたり業務工程等を事前に福井市に報告すること。

(2)成果品の利用及び著作権

- i. 本業務で使用・制作したデザインや画像、動画等の商標権、著作権等の全ての権利は、福井市に帰属するものとし、制作者は著作者人格権を行使しないものとする。また、本業務で使用・制作したデザインや画像、動画等は、福井市において本件業務以外に二次使用することがある。
- ii. 素材等に含まれる第三者の著作権・肖像権その他全ての権利に関して、権利者の承諾が必要な場合は、受注者が交渉及び必要な権利処理を行うものとする。なお、その費用は委託料に含むものとする。
- iii. 受注者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任及び費用は、受注者が負うものとする。

(3)再委託について

- i. 業務の全部を一括して、又は主たる部分を再委託することはできない。
※主たる部分：総合的企画及び業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- ii. 上記に規定する業務以外の再委託にあたっては、再委託先等を明示すること。
- iii. 業務を再委託する場合、事前にその内容を本市に相談するとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施すること。

(4)経費見積

- i. 業務履行に要する経費をすべて盛り込み、費目等の積算根拠を明らかにして見積もること。
- ii. 備品購入自体を主目的とした費用は経費に含めないこと。
- iii. 契約手数料、駐車場代などの家賃以外にかかる費用については、滞在者負担とすること。

(5) 秘密の保持や個人情報の保護について

- i. 受注者は、契約履行により知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- ii. 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するとともに、業務に係る個人情報の保護について常に最善の注意を払うものとする。